

## 教職員住宅に係る負担金の過徴収について

島根県教育委員会が管理する教職員住宅の入居者から、宿舍貸付料のほかに、「畳表替負担金」を徴収しているところですが、この負担金の単価設定に誤りがあり、過徴収した事案がありました。

このため、県では、過徴収分について入居者に返金をいたします。

こうした事案が発生し、また、返金事務が遅延したことをお詫びいたしますとともに、再発防止に努めてまいります。

### 1 概要

教職員住宅入居者負担金取扱要領（平成21年4月1日施行）に基づき、入居者から徴収する「畳表替え負担金」について、月額280円徴収すべきところ月額560円徴収していた。

### 2 経緯・対応

- 令和2年3月 松江地区にある川津共同住宅（単身用）の負担金の徴収誤りが判明  
平成21年4月から令和2年3月までの入居期間において、  
1月あたり280円の過徴収
- 令和5年4月 当時の入居者の確定と謝罪の連絡  
過徴収分の計算
- 5～6月 利息の計算と返金額の精査
- 7月 該当者あてに返金に関する通知文の発送

### 3 返金対象・手続き等

- (1) 返金対象
  - 平成21年4月から令和2年3月までの入居者 26名
  - うち退職者11名（ALT（外国語指導助手）5名含む）
- (2) 返金額
  - 364, 236円（還付加算金108, 316円を含む）
  - 入居期間により、1人4, 495円から40, 665円
- (3) 返金に関する手続き
  - 返金対象者より返金申出書等を徴取し返金（振込）
  - 支払日は8月15日

### 4 再発防止策

- (1) 料金の改定時には、教職員住宅の部屋数等の状況を確認し、単価積算の計算過程も含め、複数人によるチェックを行う
- (2) 教職員住宅管理の委託事業者と連絡・調整等を密にし、課題等の情報を把握するよう努める
- (3) 担当業務が停滞・遅延していないか業務の進捗管理をし、停滞等があれば複数の担当に振り分けて業務が遅延しないように組織全体として取り組む